

定期監査〔備品監査〕の結果に関する報告書

1 実施期日及び監査の対象

月 日		監 査 対 象
10月17日(木) 11月 7日(木)	9:00～ 16:00	税務課・高齢者支援課・会計課・市民生活課・健康保険課・福祉事務所 経済観光課・農林水産課・農業委員会事務局・建設課 総務課・選挙管理委員会事務局・議会事務局・企画課・教委総務課・学校教育課・社会教育課・監査委員事務局・地域支援課・財産監理課

2 監査の手続

備品の監査にあたっては、西之表市物品会計規則第7条第1項に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手続きを実施した。

3 監査の結果

監査に付された備品については、所管課ごとに常置場所と備品調書と突合し、概ね適正に管理されていると認めたが、調書を含め以下の事項を指摘する。対象課においては、速やかな事務処理を講じられたい。

また、指摘事項については処理結果も手続き終了次第、報告を求めるものとする。

〔改善事項〕

1. 昨年度も、「備品監査資料を作成する際は、できる限り迅速に監査できるよう、配置状況にそった資料作成に心がけること」という改善事項を要望したにもかかわらず、今年度未だ改善されていない部署が見受けられた。

改めて、迅速な備品の確認ができるような資料作成・監査実施時の対応を強く要望する。